

論壇

台湾税務事情  
—スムーズな電子申告と大胆な取引捕捉—



根里泰夫  
【豊島】

はじめに

昨年10月25～28日に台湾(中華民国)の社団法人台北市記帳及報税代理業務人公会の招きで台湾台北市を豊島支部訪問団一員として

I 記帳士が加わった税務代理業の実情

台湾では、長い間、会計師(公認会計士に相当)が税務・会計の監査を担ってきた。それまでは他に税理士等の法定資格は無かったが、2004年6月に記帳士法が制定され、記帳士(税理士に相当)が誕生した。記帳士は、税務・会計などの業務を行うことができる。記帳士になるためには、制定時の経過措置(後述の任意職業者特例)を除いて、国家試験合格が唯一の方法であり、日本のような免除規定等は一切無い。実は、記帳士法制定前にも任意の職業として記帳士と類似の業務を行う税務会計記帳代理業が存在しており、これを母体として今日の記帳士制度ができあがった。記帳士法立法の際、記帳士側(当時は任意職業者団体)は「法定化に際して税務代理権を含めなければ

(机上調査を行う)などの特典がある。このうち①・②は青色申告(現地では藍色申告という)の認可を受けている場合でも適用されるが、青色申告は高度な適正会計システムを設けることが要件とされており、一般的に青色申告認可は事実上困難なことから、通常は会計師の監査によっている。法人登記時の資本金の証明も会計師によっている。さらに、通常、銀行融資(不動産等担保融資を除く)を受ける場合も会計師の監査した決算書類が必要となる。時には、記帳士が作成した決算書類を会計師が署名押印する場合もある。ただし、会計師の責任は重く、虚偽が発覚した場合は資格剥奪等の措置がとられ、時々そういった処分が発表されているようだ。税制改正要望等については、陳情は可能であるが、わが国のような建議権は会計師・記帳士ともに認められていない。

II 普及率の高い電子申告の現状

現在、記帳士の関与によって、消費税の他、営利事業所得税(法人税に相当)、総合所得税(所得税に相当)の各申告、家賃・報酬の報告(支払調書に相当)などで積極的に電子申告が行われている。記帳士においては標準の申告方式が電子申告であると考えられている。台北市での電子申告普及率は現在約60%に達しており、近いうちに約100%になるだろうと現地では予測している。電子納税も普及が進んでおり、台北市での電子納税普及率を現在の約15%から2年後に60%に引き上げる目標を

(わが国の第1表に近い形式)の右下に收受印(收受した国税局名、收受日、電子申告で收受した旨とその税目を表示)が付されたデータが画像処理されて残り、後日でもプリントできる。わが国の書面による文書收受に近いイメージだ。電子申告は納税者と代理人

III 消費税を通じた取引捕捉とインボイス

消費税は、売上金額から仕入金額を差し引いた額に5%の税率を乗じた税額を2か月毎に翌月15日までに国税局に申告納税する。統一發票(以下「發票」といふ)と呼ばれるインボイス方式を採用しており、發票には国が交付した通し番号が必ず記載されている。記載項目(發票番号・品名・単価・数量・金額・消費税額・合計額など)も指定されており記載が義務付けられている。この場合、品名の略記等はできない。發票の普及と脱税回避のために發票を宝くじ券として扱い、2か月ごとに通し番号の抽選が行われ当選者には賞金が支払われる。發票(領収書)の受領拒否は脱税補助とみなされる。

人が混在して行っても問題ない。例えば、予定申告を納税者が、確定申告を代理人が電子申告するなど。もし、誤って電子申告した場合、電子申告上で簡単に修正でき、日本のように書面で取り下げる必要はない。

IV 税務調査、みなし申告、滞納とインボイス

前項のとおり、電子申告の場合は、主な取引データを事前に国税局が捕捉できることから、臨場調査頻度は従前比減少している。零細事業者については、申告に代えて簡易な方式を採用している。国税局職員が臨場して、売上や仕入・経費の状況を把握し、納税者と協議してみなし納税額を定め、この納税額によって完了する。実際には若干高めの税額になることが多いようだ。一定期間が経過したら再度みなし納税額を定めることができる。

V 台湾から何を学ぶことができるか

台湾では、10年前から電子政府化を進め、国民サービスの向上と行政の効率化に取り組んできた。日本に比べ電子申告が大変普及している点は大いに参考とすべきだろう。わが国では、国税庁が数値目標を掲げて電子申告の普及率向上に努めているところであるが、本格的普及のために国民にとってさらに利用しやすい環境を整えようと共々、電子化による一

こうして、国は發票番号による売り側及び買い側の照会を通じて売上もれ等を発見でき、反面調査もいとも簡単にできることになり、尚、電子申告を使わず書面によって消費税を申告した場合、取引明細書添付は不要となる。

納税が一定期間遅れると罰則として次の發票(領収書)が交付されないことから事実上事業を行えなくなる。これは、納税は国を支える根幹であるとの認識が強いことによる。国では、發票、電子申告等を通じて申告事務処理や脱税回避に関する行政支出削減に懸命に取り組んでいるとのことだ。

また、台湾では消費税においてインボイス方式が採用されているところであるが、仮にわが国においても同様に採用された場合は、記帳事務負担の増大が懸念される。よって、現行の帳簿方式を維持すべきだろう。